

千葉市商学連携型商品開発補助金に係る申請募集要項

1 趣旨

商業団体等が、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発等を、大学、専門学校等と商学連携により行い、物語性のある商品・サービスを提供することで、販路・売上拡大を図る。

2 定義

この募集要項における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) ゆかりのある食品とは、千葉氏・大賀ハスなど千葉市を由来とする歴史・風土をモチーフとしていること、又は千葉市産の原材料を使用した商品であること等をいう。

(2) 商業団体等とは次のアからエをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合（商店街振興組合）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合（商店街協同組合）

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

エ その他任意の商業団体で市長が認める者をいう。

(3) 大学・専門学校等とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校又は第124条に規定する専修学校（但し、高等課程又は専門課程を置いているものに限る。）をいう。

3 補助要件等について

(1) 対象者

以下の要件を満たす商業団体等

・市内に主たる事業所を有すること。

・任意の商業団体は、補助事業に参画する会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有していること。

ただし、市長が特に認める商業団体については、この限りでない。

(2) 補助対象事業

商業団体等が実施する、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発又は既存商品の改良にかか
る事業。

(3) 補助要件

ア 商品は食品であること。

イ 商品の開発又は既存商品の改良を行うこと。

ウ 補助対象者が、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、又は第124条に規定する専修学校（但し、高等課程又は専門課程を置いているものに限る。）と連携して事業を行う場合に限る。

(4) 補助率及び補助限度額

ア 補助率 1/2以内

イ 補助限度額 200 千円（但し、予算の範囲内）

(5) その他

- ・補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。
- ・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 事業期間

交付決定日 ～ 令和元年 3 月 31 日（火）

5 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
(1)	交付申請書提出期限	令和元年 7 月 24 日（水）
(2)	プレゼンテーション	令和元年 8 月 8 日（木）
(3)	選考結果通知、交付決定通知	令和元年 8 月 15 日（木）
(4)	事業開始	令和元年 8 月 16 日（金）

(2) 交付申請書の提出について

参加を希望する者は、下記のとおりご提出ください。（郵送の場合は書留とする。）

ア 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市経済農政局経済部産業支援課（千葉市役所 2 F）

イ 提出期限

令和元年 7 月 24 日（水） 17 時まで

（土、日及び休日を除く 9 時から 17 時まで）※郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出書類

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・定款又は規約
- ・役員及び組合員名簿

(3) プレゼンテーション

ア 日時

令和元年 8 月 8 日（木） 14 時～（予定）

イ 会場

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市役所 2 階 経済部会議室

ウ 内容

(ア) 企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施。

(イ) それ以外の書式を使用することも可能。

※なお、器具を使用する場合には、当課まで相談をすること。

(4) 選考結果の通知について

採用の如何に関わらず文書にて連絡する。

なお、採用者には交付決定通知書を送付する。

6 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市に設置する選考委員会で、提出された事業計画書及び別途実施するプレゼンテーションをもとに、下記審査基準各号の評価項目・採点の着眼点を使用して選定する。

その際に、提案者は商業団体等と大学等からそれぞれ最低1名ずつ出席することとし、申請時に提出した事業計画書を使用し、説明を行うこととする。

なお、提案内容には商業団体等の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 審査基準

選定にかかる審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

評価項目	採点の着眼点	配点基準
(1) 商品	・本市に由来する地域資源を活用し、ストーリー性をもたせるものとなっているか ・類似商品と比較し、優位性、独自性、話題性が感じられるか	40
(2) 事業推進体制	・申請団体の組織は事業推進にあたり効果的であるか ・大学等との連携体制・内容は適切であるか	15
(3) 市場性	・販売ターゲットを明確にした適正な価格帯であるか ・販路先の見込みはあるか	20
(4) 予算・事業規模	・予算の規模は適切か ・必要な項目の漏れはないか	5
(5) 持続的な取組みの実行可能性	・補助事業終了後も商品のプロモーション活動を継続できるか	20

7 その他

(1) 事業採択後に、計画変更を行うことは認められない。

ただし、市長が認める場合にはこの限りではない。